

特殊公務災害認定緩和

14.5.15

津波犠牲者再審査可能に

地方公務員災害補償基金(東京)は、東日本大震災の津波で亡くなった公務員について、高い危険が予測される状況下の職務で犠牲になった場合に適用される「特殊公務災害」の認定を柔軟に行うよう、被災地の各支部に通知した。1日付。特殊公務災害の認定請求を一度却下した事案について再度請求があれば再審査するよう指示し、認定基準を事実上緩和した。

族の不服申し立てで覆る例が相次いだことに対応した。通知では判断が覆った24事例を紹介し、再審査で参考にするよう求めた。基金は「同様の職務をしていても認定判断が結果的に分かれてしまうケースがあり、公平性の観点から配慮が必要と考えた」としている。基金によると、3月末までに145人の遺族が特殊公務災害認定を請求。124人が却下され、89人が第三者機関の審査会に不服を

務災害の最大1.5倍となる。「伊藤直孝」